

## 2012年第2回定例会・反対討論（6・25）

私は、各委員長報告に対して、日本共産党を代表して反対討論をおこないます。

最初に、議員提出議案第2号・大分市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてです。委員長報告は否決です。

これは、子ども条例の趣旨を生かし、子育て世帯の不安や悩みを解決し、安心して子育てできるように、子どもの医療費の一部負担を廃止しようとするものです。財政問題を理由に、否決することは許されません。

以上の理由から、議員提出議案第2号・大分市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正の否決に反対します。

つぎに、議第64号・市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、および議第65号・市職員の給与に関する条例の一部改正についてです。この2つの議案は、市職員の病気休暇などにかかわる議案です。議第64号は、大分市職員の病気休暇の期間を、結核性疾患・1年以内、その他の私傷病・180日以内を、結核性疾患を含む私傷病・90日以内にしようとするものです。議第65号は、私傷病により休職となった職員の給与支給期間2年を1年間に短縮しようとするものです。

休暇の期間では、精神疾患にかかる病気休暇は、現行どおり180日以内とするものの、安心して治療・療養に専念できる状況ではなくなるおそれがあります。また、給与について、「休職できる期間は3年間で同じ」とも言われますが、財政的にも安心して治療・療養に専念できなくなるおそれがあります。病気療養などの措置は、高い水準にあわせて労働者の生命・健康を守

るようにすべきです。それを低い水準にあわせることは、給与の削減だけでなく、生命・健康についても行革の大ナタをふるうことであり許されません。

以上の理由から、議第64号・市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、および議第65号・市職員の給与に関する条例の一部改正について反対します。

つぎに、議第67号・大分市児童福祉施設等に関する条例の一部改正についてです。これは、新桜町保育所を廃止し、民営化しようとするものです。その理由に、「待機児童の解消」「特別保育事業の拡充」などとしています。市当局は、「公立保育所については、これまで培ってきた知識や経験を生かしながら、障がい児保育における保護者と私立保育所への指導・助言や、在宅の子育て家庭への支援など、大分市全体の子育て支援の充実と保育の質の向上を図るための、保育の模範となるよう先駆的な役割をめざす」と、わが党の質問に答えています。しかし一方で、「特別保育事業の拡大」には人件費などの問題を理由に、民間に依拠しようとしています。さらに建設費の国からの補助が、公立保育所には直接的に「ない」ことも、民営化の理由にしています。結果として、大分市の保育、子どもを行政改革の犠牲にしているとしか言いようがありません。

以上の理由で、議第67号・大分市児童福祉施設等に関する条例の一部改正について反対します。

つぎに、議第71号・大分市幼稚園条例の一部改正についてです。

これは、2013年（来年）3月31日をもって、大分市立「丹生幼稚園」と「森岡幼稚園」を廃園しようとするものです。幼児教育は、人格形成の過

程で最も大切な時期であると考えます。両園とも1学級とはいえ、10数人の子どもの入園希望が見込まれています。地元の反対があるにもかかわらず、廃園することを譲らず、押しきる市の姿勢は、行財政改革の矛先を幼い子どもたちに向けるものであり許せません。

以上の理由から、議第71号・大分市幼稚園条例の一部改正について反対します。

つぎに、議第72号・大分市少年自然の家条例の一部改正についてです。

大分市少年自然の家は、1975年（昭和50年）10月、高度成長期に、都市化がすすむなか、「大分市の子どもたちが、海辺の自然とふれあい、豊かな教育を」との目的で建設されました。開設以来36年間で、117万4千505人が施設を利用し、大きな成果をおさめています。老朽化による改修とあわせて、耐震化対策やバリアフリー化などで、約1億8千万円が必要といわれています。その財政措置をせずに廃止し、ほかの自治体の施設を借用するなど対応しようとしています。ここにも行財政改革の矛先を子どもにむけた姿勢がみられます。財政措置をして改修をおこない、施設開設の目的を達成されるようにすべきです。

以上の理由から、議第72号・大分市少年自然の家条例の一部改正について反対します。

つぎに、報第1号・専決処分した事件の承認について（平成23年度大分市一般会計補正予算（第4号））についてです。

今回の補正は、事業費の確定にともなう補正予算ですが、第8款土木費4項都市計画費、6目横尾公共団体区画整理事業に、5292万7千円の減額

補正がされています。幹線道路にアクセスせず、メリットも少なく、公共の福祉の増進という本来の趣旨とはかけ離れ、一部の人のためという指摘もある事業は認められません。

7目大分駅南公共団体区画整理事業費では、財源の組み替えが計上されています。幅100メートルのシンボルロードや、庄の原佐野線などの幹線道路見直しを求める住民の要求にこたえていないことなど、住民の十分な納得と合意が得られないこうした事業は認められません。

以上の理由から、報第1号・専決処分した事件の承認について（平成23年度大分市一般会計補正予算（第4号））に反対します。

最後に、報第9号・専決処分した事件の承認について（大分市税条例の一部改正について）です。

これは、地方自治法の改定にともなうものですが、固定資産税・都市計画税における住宅用地に係る据置特例の見直しによって、今年度から市民の負担を増やそうとするものです。土地の評価が下がっているとはいえ、不況や収入減などのなか、固定資産税・都市計画税の負担は大きく市民生活にかかっています。こうした状況をみれば、特例は据え置くべきです。

以上の理由から、報第9号・専決処分した事件の承認について（大分市税条例の一部改正について）反対します。

以上で討論を終わります。